

菊陽町農業委員会議事録

令和6年7月10日（水）開催

菊陽町農業委員会

令和6年度第4回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年7月10日（水）午後1時30分から午後2時20分
開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- | | |
|-----------|--|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則
第5条第1項の規定に係る意見決定について |
| (4) 報告第1号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| (5) 報告第2号 | 許可不要転用届出（農地法第4条制限除外）について |
| (6) 報告第3号 | 許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について |

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 眞一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

7番 中村 正徳

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 塩貝 執

令和6年度第4回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に6番 古田委員、7番 山田委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の塩貝営農指導員を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字五反割482番1 外3筆

地目：田・畠

面積：計8, 740m²

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年7月3日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が審査基準に適合するか否か、農地法第3条の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は■■■に居住する兼業農業者であり、十分な農業経験を有する方で、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、大麦・大豆の作付を行う予定であり、取得後年間60日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員の補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員 議案第1号番号1について、4番委員が説明します。
申請者は■■■在住の兼業農業者で、■■■■■■■■■■の職員であり、
十分な農業経験を有する方です。
今回の農地も、既に申請者が作付け・管理をされており、農業用機械も備えておられ、今後も適切な管理が行われると見込めますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字古閑原 3487番3
地目：畠
転用面積：14m²
転用目的は、個人住宅敷地の拡張です。

この議案につきましても、現地調査を7月3日（水）に実施しております。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は10ha以上の大括りがない農地で第2種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、当該農地以外では目的を達成することができない場合に転用は可能です。今回は既存の住宅敷地の拡張ということであり、申請農地を転用する必要があると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しましたが、現状がすでに農地ではなく、無断転用された状態になっていることから、申請者から始末書の提出があっており、読み上げさせていただきます。

--始末書読み上げ--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員 議案第2号の番号1について4番委員が説明します。

申請者は■■■在住の個人で、以前は本申請地に居住されていました。本申請地はすでに農地ではありませんが、面積も極めて小さく、周辺にも農地はないことから今回の転用自体での周辺農地への影響はないと思われます。一方で農地転用時の申請について、農地法の許可を取ることを失念されていたことについて、今後は関連法令を遵守するよう伝達しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号の番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書 3 ページの議案第 2 号番号 2 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字南受 1026 番 1

地 目：畠

転用面積：612 m²

転用目的は、一時転用による現場事務所兼資材置場の整備です。

この議案につきましても、現地調査を 7 月 3 日（水）に実施しております。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 10～P 13 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不可ですが、不許可の例外である仮説工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものに該当し転用は可能であると判断しております。

本申請地は■■■■■■が一時転用し、町道拡幅工事の現場事務所兼資材置場として運用しておりましたが、そのままの状態で今回の申請者が引き継ぐ計画となっております。農地の状態ではありませんが、熊本県と協議し、このような転用も可能である旨を確認しております。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 5 番委員

議案第 2 号の番号 2 について 5 番委員が説明します。

申請者は■■■に本拠地を置く法人で、建設業を中心に営んでいます。本申請地はすでに現場事務所となっておりますが、■■■■■■が使用したものをそのまま使用する計画であり、転用期限も■■■■の転用から 3 年を超えるものではありません。農地へ復旧することにも同意いただいておりますので、よろ

しくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求める
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に議案第2号の番号3を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページから5ページの議案第2号番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字村東 392番 外20筆
地目：畠
転用面積：計29, 111m²
転用目的は、貸荷捌き場（建築物なしの物流施設）の整備です。

この議案につきましても、現地調査を7月3日（水）に実施しております。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～
P17をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について、農地区分は10ha以上の拡がりあり、基盤整備が行われていない農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、不許可の例外である一般国道の沿道の区域に設置される流通業務施設に該当し転用は可能であると判断しております。

■■■■■は不動産事業や開発事業を中心に営む法人ですが、流通業務の

運営についても法人の運営業務として登記されており、今回は開発許可を伴う建築物は整備しない計画であることも県北広域本部景観建築課に確認済みとのことです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号3について4番委員が説明します。

申請者は■■■に本拠地を置く法人で、開発事業を中心に営んでいます。■■■の進出により町内の複数の場所で行われている工事現場に、速やかに建築資材等を届ける必要があることから、国道沿線で交通の便が良い本申請地に建物建設を伴わない流通業務施設として荷捌き場の整備を計画されています。周辺農地への影響を与えないよう、雨水等の自然浸透処理に加え、沈砂池の整備、緩衝帯の整備等も行われることになっておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号の番号4を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書6ページの議案第2号番号4についてですが。

本案件については、申請者の事情により今回の農業委員会での審議を保留する旨連絡があつておりますので、割愛させていただきます。

◎議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和6年6月28日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP7からP18をご覧ください。

利用権設定が20件、所有権移転が2件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP19～20、別紙報告のP2からP11をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は5件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP21、別紙報告のP12からP13をお願いします。「農地法第4条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第3号について、議案書のP22、別紙報告のP14をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

。

(午後2時20分終了)

会議の顛末、以上とのおり相違ありません。

令和6年7月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人